



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
4月5日
第297号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告示

生活保護法による施術担当機関の指定(健康福祉政策課).....	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出(障害福祉課).....	1
土地収用法に基づく事業の認定(監理課).....	2
道路区域の変更(道路保全課).....	3

○ 公告

大規模小売店舗の新設の届出を取り下げる旨の公告(中小企業支援課).....	4
大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課).....	4

○ 環境事務所告示

土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定(甲賀).....	5
----------------------------------	---

○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(高島).....	5
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(湖東、湖北).....	5

○ 県税事務所公告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告(中部).....	6
----------------------------	---

○ 病院事業庁公告

落札者決定の公告.....	6
---------------	---

告示

滋賀県告示第160号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定に基づき、医療扶助のための施術担当機関として、次のものを指定した。

令和4年4月5日

滋賀県知事 三日月 大造

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
久保山 征 優	真木アスリート愛知川整骨院	愛知郡愛荘町豊満491-5-1	令和4.1.18

滋賀県告示第161号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和4年4月5日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	廃止年月日
エムハート薬局あやの店	甲賀市水口町綾野3番31号	薬局	令和4.3.31
エムハート薬局北土山店	甲賀市土山町北土山1678番地	薬局	令和4.3.31

エムハート薬局水口店	甲賀市水口町本町二丁目2-40(1F)	薬局	令和4.3.31
エムハート薬局みやうち店	近江八幡市宮内町188-7	薬局	令和4.3.31

滋賀県告示第162号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和4年4月5日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

名称	所在地	医療の種類	廃止年月日
エムハート薬局あやの店	甲賀市水口町綾野3番31号	薬局	令和4.3.31
エムハート薬局北土山店	甲賀市土山町北土山1678番地	薬局	令和4.3.31
エムハート薬局水口店	甲賀市水口町本町二丁目2-40(1F)	薬局	令和4.3.31
エムハート薬局みやうち店	近江八幡市宮内町188-7	薬局	令和4.3.31

滋賀県告示第163号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。

令和4年4月5日

滋賀県知事 三日月 大造

1 起業者の名称 湖北地域消防組合

2 事業の種類 消防庁舎(東浅井消防署、米原消防署、米原出張所)整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 長浜市湖北町小倉字釘貫地内、米原市天満字本堂地内、米原市西円寺字楡地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由 申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号(収用適格事業)の要件への適合性について

申請に係る消防庁舎(東浅井消防署、米原消防署、米原出張所)整備事業(以下「本件事業」という。)は、湖北地域消防組合が消防の用に供する施設および消防庁舎を整理統合により建て替えるものであり、当該施設は、法第3条第19号に規定される市町村が消防法(昭和23年法律第186号)によって設置する消防の用に供する施設および第31号に規定される地方公共団体が設置する庁舎に該当する。

したがって、本件事業は、法第3条第19号および第31号に関する事業に該当する。

以上のことから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号(起業者の意思と能力)の要件への適合性について

本件事業の起業者である湖北地域消防組合は、平成31年3月に取りまとめた科学的分析資料である「湖北地域消防本部における常備消防力最適配置調査報告書」を基に、令和2年2月に「消防力適正配置に向けた消防施設整備計画」を策定し、計画的に10署所体制を7署所体制として整理統合することとしている。また、本申請に係る各署所の整備については、令和3年11月に「(仮称)東浅井消防署庁舎整備基本計画」および「(仮称)米原消防署・(仮称)米原出張所庁舎整備基本計画」を策定し、東浅井分署とびわ出張所を整理統合の上、令和6年度までに新たな最適地において東浅井消防署を、米原消防署、米原出張所、伊吹出張所の3署所を整理統合の上、令和9年度までに新たな最適地において米原消防署と米原出張所をそれぞれ移転整備することとしている。なお、本件事業の施行に要する用地取得費および事業費については、令和3年11月湖北地域消防組合議会臨時会に補正予算を議案提出し、承認済であり、令和4年度以降においては予算措置をすることを確約している。

したがって、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

以上のことから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号(適正かつ合理的な土地利用)の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益 湖北地域消防組合は、長浜市、米原市の2市で構成される一部事務組合で、管轄する面積は、長浜市、米原市あわせて931.41km²と、滋賀県内にある消防本部の中で1番の広さを有し、総人口は令

和2年12月1日現在で155,511人、総世帯数は61,248世帯となっている。組織構成は、消防組合・消防本部のほか2消防署2分署6出張所の10拠点を配置し、管内の災害に対応している。しかし現消防体制は、消防署所の老朽化・未耐震、救急出場件数の増加、消防力の不均衡、署所の組織体制等の課題を抱えている。

本件事業の完成によりこれらの課題が解消され、近年多発する大地震にも耐えうる構造を有する庁舎になるとともに消防力が充実強化されることから、消防防災拠点施設としての機能を十分に発揮できるようになり、市民の安全安心の確保に寄与することができる。

したがって、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益 本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)の対象事業には該当しないため、詳細な調査は実施されていないが、現地調査によると、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)による保護のため特別な措置を講ずべき動植物は確認されていない。また、本件起業地のうち、米原市西円寺字楡地内(米原出張所起業地)に文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく、周知の埋蔵文化財包蔵地の西円寺遺跡が存在しているが、米原市教育委員会から、用地取得完了後に試掘・確認調査を実施するよう指示を受けており、この指示に従うとされている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性 本件事業の計画に当たっては、市内全方位に対して機動性が良く、円滑な出動動線が確保できるよう国道や県道、市道等の幹線道路に面した敷地で、かつ自然災害の影響を受けにくい安全な位置であることを選定要件として、科学的分析資料により示された「将来的な署所配置」の位置から半径1km円内で、それぞれ3つの候補地を選定している。さらにそれらを地理的条件、周辺環境、利便性、支障物件の有無および経済的な観点等から総合的に判断した結果、最も適切であると認められる起業地が選定されたものであり、申請案が最も合理的であると判断される。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号(公益上の必要性)の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性 現在の東浅井分署、米原消防署は老朽化が著しく未耐震の庁舎であるため、大規模災害時には防災拠点としての機能が果たせなくなる可能性が非常に高い。また、東浅井分署は姉川および高時川の洪水浸水想定区域内に位置し、米原消防署と米原出張所は、天野川の洪水浸水想定区域内に位置することから、浸水する危険性も高い。さらに伊吹出張所の位置は、土砂災害特別警戒区域として指定されており、土砂災害が発生した場合に建物が損壊する危険性がある。これらの危険性があることから、自然災害の影響を受けにくい安全な場所に消防施設を建替え、移転する必要がある。

したがって、本件事業を早期に実施する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲および収用または使用の別の合理性 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全面的かつ恒久的な土地利用に供されるものであり、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論 以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 長浜市防災危機管理局、米原市政策推進部市長公室防災危機管理課

滋賀県告示第164号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和4年4月5日から令和4年4月19日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月5日

滋賀県知事 三日月 大造

道路 の	路線名	道路の区域			
		変更の	敷地		

種類		区間	前後の別	の幅員	延長	備考
県道	今梁瀬線	東近江市神郷町字下川原内606番地先から	変更後	最小 20.0m く 最大 28.0m	81.6m	道路改良工事(迂回路撤去)に伴う道路区域の変更
		東近江市神郷町字下川原内398番地先まで	変更前	最小 21.6m く 最大 48.8m	81.6m	

公 告

大規模小売店舗の新設の届出を取り下げる旨の公告

令和4年1月28日付け大規模小売店舗の新設の届出の公告において公告した大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出について、次のとおり取下げの届出があったので公告する。

令和4年4月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)ラ・ムー長浜店 長浜市祇園町字ハタチ337番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 大黒天物産株式会社 岡山東倉敷市堀南704番地の5 代表取締役 大賀昭司
- 3 取下げの理由 計画内容の見直しのため
- 4 取下げの届出があった日 令和4年3月8日

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和4年4月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 イオンタウン湖南 湖南市岩根4580
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
 - (1) 変更前 株式会社エディオン 大阪府大阪市北区堂島1-5-17 代表取締役 久保允誉 ほか18者
 - (2) 変更後 株式会社エディオン 大阪府大阪市北区中之島二丁目3番33号 大阪三井物産ビル 代表取締役 久保允誉 ほか16者
- 3 変更年月日 平成28年1月28日ほか
- 4 変更の理由 小売業を行う者の入退店および商号ならびに代表者が変更となったため
- 5 届出年月日 令和4年3月22日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
湖南市環境経済部商工観光労政課 湖南市中央一丁目1番地
 - (2) 縦覧期間 令和4年4月5日から令和4年8月5日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和4年8月5日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

環境事務所告示

滋賀県甲賀環境事務所告示第1号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。
令和4年4月5日

滋賀県甲賀環境事務所長 青木純一

- 1 指定する区域の所在地 滋賀県湖南市高松町2番1の一部
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壌溶出量基準(土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 砒素およびその化合物
- 4 土壌含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 なし
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

健康福祉事務所告示

滋賀県高島健康福祉事務所告示第1号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。
令和4年4月5日

滋賀県高島健康福祉事務所長 松原峰生

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	指定年月日
わになろう	高島市新旭町藁園2607番地	社会福祉法人虹の会 理事長 井上四郎太夫	高島市新旭町北畑45番地	訪問介護	2572200760	令和4.4.1
デイサービスのひら いっぱい	高島市安曇川町西万木213	オオヤマホールディング株式会社 代表取締役 大山光善	高島市安曇川町西万木504番地1	通所介護	2572200778	令和4.4.1

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第4号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和4年4月5日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 川上寿一

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
訪問介護事業所いちご	犬上郡豊郷町石畑187-6み かなカボス105号室	ナルミコーポレーション株式会社 代表取締役 大田美行	東近江市中小路町553番地5	訪問介護	2571800354	令和4.2.28

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第2号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和4年4月5日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
リハビリデイサービス ここりは	米原市宇賀野 181番地	ライセル株式会社 代表取締役 川崎秀和	米原市宇賀野 181番地	通所介護	2572400436	令和4.3.31

県税事務所公告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和4年4月5日

滋賀県中部県税事務所長 田中佳子

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第0400174号	令和6.3.31	東近江市池庄町1502 稲本政昭	令和4.3.10

病院事業庁公告

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和4年4月5日

滋賀県病院事業庁長 正木隆義

1 落札に係る医薬品名、規格・包装および予定数量

- (1) スピンラザ髄注12mg、1瓶、6瓶
- (2) レブラミドカプセル5mg、PTP40カプセル、149箱
- (3) オプジーボ点滴静注240mg、1瓶、238瓶
- (4) キイトルーダ点滴静注100mg、100mg 4ml 1瓶、366瓶

2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県病院事業庁経営管理課 守山市守山五丁目4番30号
電話 077-582-5299

3 落札者を決定した日 令和4年3月16日(水)

4 落札者の氏名および住所

- (1) 1(1)の医薬品 アルフレッサ株式会社滋賀第二支店 支店長 川端一生 栗東市野尻604番地
- (2) 1(2)の医薬品 株式会社スズケン大津支店 支店長 藤田享士 大津市稲津一丁目4番44号
- (3) 1(3)の医薬品 株式会社スズケン大津支店 支店長 藤田享士 大津市稲津一丁目4番44号
- (4) 1(4)の医薬品 株式会社大正堂 代表取締役 富岡隆一 甲賀市水口町城東3-38

5 落札金額(単価)

- (1) 1(1)の医薬品 8,543,721円
- (2) 1(2)の医薬品 287,027円
- (3) 1(3)の医薬品 326,433円
- (4) 1(4)の医薬品 189,080円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和4年2月4日(金)